

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	乙	第	号
------	---	---	---	---

氏 名 野 邑 健 二

論 文 題 目

A clinical study of attention-deficit/hyperactivity disorder
in preschool children—prevalence and differential diagnoses

(幼児期における注意欠如・多動性障害の臨床研究—有病率と
鑑別診断)

論文審査担当者 名古屋大学教授

主 査 委 員 本城 香次 

名古屋大学教授

委 員 石田 浩司 

名古屋大学教授

委 員 石井 晃 

名古屋大学教授

指 導 教 授 尾崎 宗次 

論文審査の結果の要旨





我が国の幼児期における注意欠如・多動性障害（ADHD）の有病率と鑑別診断を検討するため、5歳児健診とその後のフォローアップの場を利用して、一般幼児を対象とした調査を行った。その結果、わが国の幼児期 ADHD の有病率は 5.8%であり、海外の報告と比べて大きな相違を認めなかった。また、鑑別診断として広汎性発達障害、知的理解の問題、不安障害、虐待または無視に関連する問題が挙げられた。鑑別のためには、健診でのスクリーニングの後にフォローアップを行うことが有用であった。

本研究に対し、以下の点を議論した。

1. 本研究の対象児には、気分障害と診断された児は認められなかった。先行研究では 0-2.1%と有病率には差があり、それも特定不能の気分障害が中心である。学童期以降の ADHD には気分障害の併存が見られることは報告されているが、幼児期の ADHD に対する気分障害併存の報告は様々である。幼児期では、うつ気分の言語化は難しく、うつ症状の表出は典型的ではない。かんしゃくやいらだちといった状態像を呈することも多いため、診断には困難が伴い、診断に至る方法や基準で差異が生じると考えられる。
2. 本研究では、ADHD の有病率は男児 11.3%に対して女児では認められず、先行研究（男児が女児の 1.6-1.9 倍）と比べて、大きな相違を認める。本研究では、診断を評価するうえで、先行研究と比べて幼稚園・保育園での担任教師からの情報を重視している。一般的に女児の ADHD は不注意症状が中心で多動衝動性が少なく、幼児期には集団生活上の不適應を来たさないため、担任からの聞き取りでは、診断がつくほどの重症度とは見なされなかったのではないかと考えている。これは保護者への診断面接を十分に行えていない本研究の限界が影響していると考えられる。
3. ADHD は、その衝動性や行動統制の未熟さによって保護者の育児ストレスを高くし、虐待のハイリスクであるとされている。被虐待児の 14.46%に ADHD を認めるとの報告もなされている。しかし、一方で被虐待児は、過覚醒に伴う注意の転導性、解離に伴うテンションの変化や不注意徴候、感情コントロールの悪さから来るかんしゃくや怒りの爆発などの ADHD 類似の症状を呈することも多い。現在の ADHD の診断には操作的診断基準が用いられており、症状の有無を中心に診断がきめられているので、その併存が過大に評価されている面もあると考えられる。本研究では、ADHD 疑いと当初考えられた児のうち 4.4%が虐待または無視に関連する問題であると診断されたが、ADHD との併存診断は認められなかった。

以上の理由より、本研究は博士（医学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	野邑 健二
試験担当者	主査	本城秀次  石田浩司  石井 晃 		
	指導教授	尾崎 弘 		
<p>(試験の結果の要旨)</p> <p>主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ADHD 児における気分障害の併存について 2. ADHD 児の性差について 3. ADHD 児と虐待との関連性について <p>以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、親と子どもの心療学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員合議の上、合格と判断した。</p>				

学力審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	野邑 健二
学 力 審 査 担 当 者	主 査		本城秀次	石田浩司
	指導教授		尾崎 糸天	石井 晃
<p>(学力審査の結果の要旨)</p> <p>名古屋大学学位規程第10条第3項に基づく学力審査を実施した結果、大学院医学系研究科博士課程を修了したものと同等以上の学力を有するものと学位審査委員合議の上判定した。</p>				